平成２５年（フ）第２５２号
盛岡市月が丘２丁目15番２―506号
債務者　米澤　賢一
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１０２号
岐阜県中津川市八幡町３番72号
債務者　うめだ美容院こと　梅田　光子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１０３号
岐阜県中津川市八幡町３番72号
債務者　梅田　　勇
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１６５号
静岡県富士宮市北山503番地の５、前住所静岡県富士宮市万野原新田3722番地の68
債務者　石川　　修
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１６６号
静岡県富士宮市北山503番地の５、前住所静岡県富士宮市万野原新田3722番地の68
債務者　石川いつ子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１７１号
静岡県富士市瓜島町157番地　スイングビルⅢ―303号、前住所静岡県富士市高嶺町５番17―１号
債務者　鎌田　浩明
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２８４号
愛知県岩倉市神野町川添74番地　ソレアード川添306号
債務者　瀧　　純一
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２１６号
香川県さぬき市大川町富田西3058番地１
債務者　野中　玉子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１１号
長崎県諫早市多良見町市布461番地
債務者　小山春茂こと　夫　　春沢
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
大分県玖珠郡玖珠町大字森2313番地の６
債務者　伊東　勝人
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第１５０号
静岡県富士市大淵1070番地の９、前住所静岡県富士市大淵2971番地の20
債務者　望月　紀公
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１５１号
静岡県富士市大淵1070番地の９、前住所静岡県富士市大淵2971番地の20
債務者　望月　松枝
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１５２号
静岡県富士市大淵1070番地の９、前住所静岡県富士市大淵2971番地の20
債務者　望月ふじ美
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１１６号
佐賀県杵島郡大町町大字福母1578番地１
債務者　村上　良則
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第８４４号
広島市西区観音新町１丁目30番１―306号
債務者　蒔村　良子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４号
熊本県菊池市片角28番地　葉山団地35棟632号
債務者　川本コサレス，クレヨフェ
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
熊本県山鹿市菊鹿町木野709番地
債務者　立野　隆敏
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午前11時15分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係